

# 環境保全・構造改善促進利子補給事業の概要

## 【事業の種別】

### 1. 構造改善促進利子補給事業

#### ①事業多角化利子補給事業

揮発油販売業者が、揮発油販売業を継続しながら石油製品販売業以外の事業を新たに行うための資金の借入にかかる利子補給。

#### ②事業転換利子補給事業

揮発油販売業者が、揮発油販売業を廃業し石油製品販売業以外の事業を新たに行うための資金の借入にかかる利子補給。

### 2. 環境保全対策事業促進利子補給事業

揮発油販売業者が、下記の工事を行う際の資金の借入にかかる利子補給

#### ① 本会が実施する「地域エネルギー供給拠点整備事業」

- ・ 地下埋設物等撤去工事
- ・ 地下埋設物等入換工事

#### ②本会が実施する「被災地域等地下タンク環境保全対策促進事業」

- ・ 内面ライニング施工工事
- ・ 電気防食システム設置工事
- ・ 精密油面計設置工事

#### ③全石連が実施する「環境対応型石油製品販売業支援事業」

### 3. 災害対応型中核給油所等特別利子補給事業

揮発油販売業者が、下記の事業を行うために、本会が行う「災害対応型中核給油所等特別保証」を利用し資金の借入を行う場合の利子補給

- ① 全石連が実施する「被災地域災害対応型中核給油所等整備事業」
- ② 本会が実施する「被災地域石油製品販売業再建等支援事業」

1. 申請者資格：①事業多角化利子補給事業・事業転換利子補給事業

：「揮発油等の品質の確保等に関する法律」登録の揮発油販売業者（元売出資子会社及び農協等の事業者団体は除く）

②環境保全対策事業促進利子補給事業

：「地域エネルギー供給拠点整備事業」、「被災地域等地下タンク環境保全対策促進事業」又は、「環境対応型石油製品販売業支援事業」の交付決定を受けた揮発油販売業者

③災害対応型中核給油所等特別利子補給事業

：「被災地域災害対応型中核給油所等整備事業」又は「被災地域石油製品販売業再建等支援事業」の交付決定を受け、本会が行う「災害対応型中核給油所等特別保証」に係る保証書の交付を受けている揮発油販売業者

※本会からの当該利子補給事業の交付決定通知書の交付を受けた後に借入を行い、その資金を事業に充当することが条件。それ以前の借入は対象外。

ただし、事業多角化利子補給事業、事業転換利子補給事業については、借入後1年以内であれば申請可能（利子補給期間は石油協会が申請書類を受け付けた日から対象）。

2. 利子補給条件

(1) 利子補給率：借入利率又は3%の何れか低い率（災害対応型中核給油所等特別利子補給事業においては借入利率）

(2) 利子補給期間：5年以内（災害対応型中核給油所等特別利子補給事業においては10年以内）

(3) 対象上限額：

①事業多角化利子補給事業・事業転換利子補給事業

：2事業合計で、設備・運転資金併せて1企業あたり2億円  
（運転資金は、設備資金の50%以内。運転資金のみの借入は不可）

②環境保全対策事業促進利子補給事業

：補助事業の補助対象経費総額から補助金交付決定額を控除した額を基準とする  
（対象は設備資金（地下埋設物等撤去工事は運転資金））

③災害対応型中核給油所等特別利子補給事業

：補助事業の補助対象経費総額から補助金交付決定額を控除した額を基準とする  
 (「災害対応型中核給油所等特別保証」における保証額ではない)

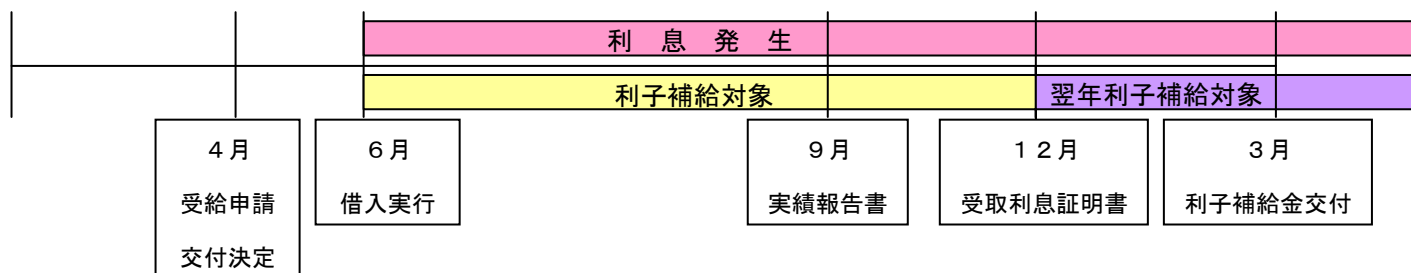
- ・「被災地域災害対応型中核給油所等整備事業」  
 ： 1 給油所あたり 5 千万円、 1 企業あたり 2 億円
- ・「被災地域石油製品販売業再建等支援事業」  
 ： 1 給油所あたり 1 億円、 1 企業あたり 2 億円  
 (対象は設備資金のみ)

(4) 補給金支払：毎年 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日を単位期間として計算

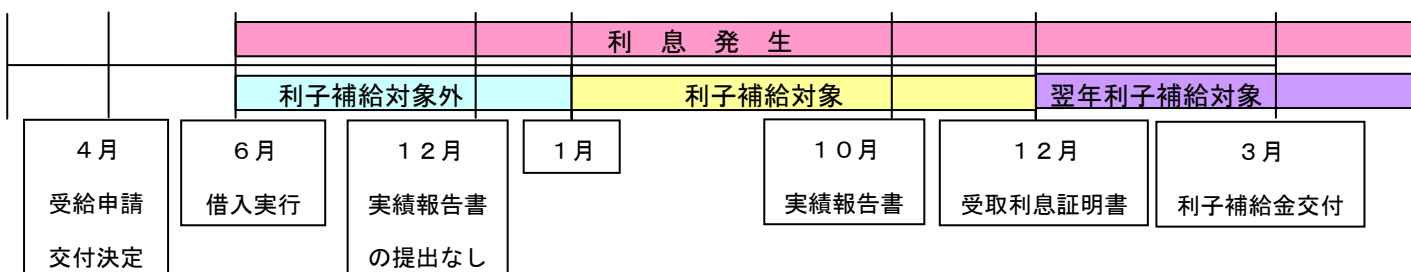
毎年 1 2 月初旬までに実績報告書(工事及び当該金額の支払いが終了した時点で提出)の提出があったものに対し、その期間の利子補給金を翌年 3 月に交付

(1 2 月初旬までに提出のないものについては、その期間の利子補給金の交付は行われぬ)

(例) ア：9 月に実績報告書の提出があった場合



イ：借入の翌年 1 月以降に実績報告書の提出があった場合



### 3. 借入条件

- ①借入形式：証書貸付
- ②償還方法：元金均等償還
- ③借入期間：設備資金－ 15年以内  
(災害対応型中核給油所等特別利子補給事業においては10年以内)  
                  運転資金－ 7年以内
- ④据置期間：設備資金－ 2年以内  
                  運転資金－ 1年以内

### 4. 対象借入先金融機関

- ①日本政策金融公庫
- ②商工組合中央金庫
- ③銀行
- ④信用金庫
- ⑤信用組合
- ⑥その他政府系金融機関  
(災害対応型中核給油所等特別利子補給事業においては、②商工組合中央金庫)

### 5. 利子補給金算出方法

借入残高×利子補給率×(利息支払日数/365)×(利子補給対象額/借入額)

### 6. 申請書の添付書類

#### ①事業多角化利子補給事業・事業転換利子補給事業

- ・ 申請事業に係る見積書等写し
- ・ 立面図、平面図写し

#### ②環境保全対策事業促進利子補給事業

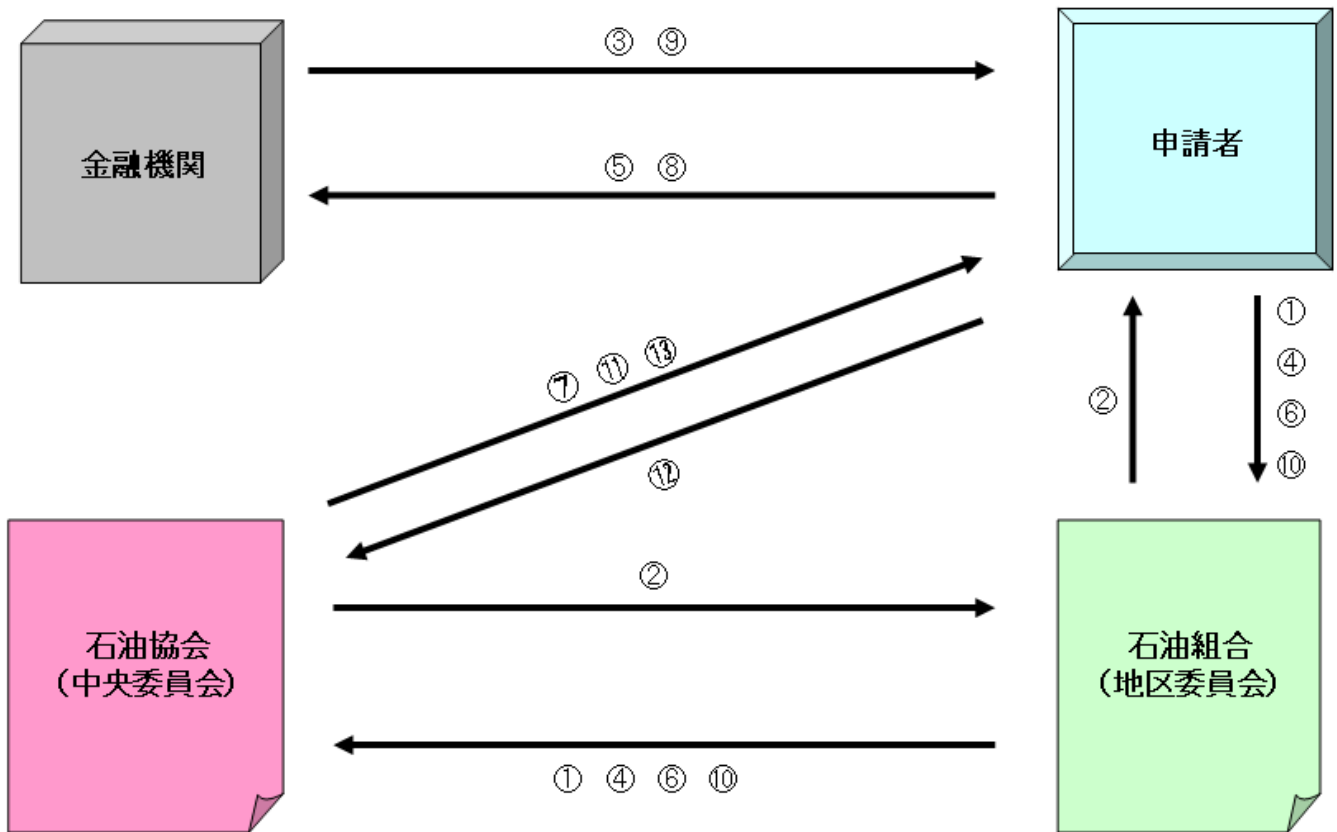
- ・ 補助金の交付決定通知書写し
- ・ 補助金申請時に添付した工事費用見積書写し

③災害対応型中核給油所等特別利子補給事業

- ・ 補助金の交付決定通知書写し
- ・ 補助金申請時に添付した工事費用見積書写し
- ・ 「災害対応型中核給油所等特別保証」に係る保証書写し

7. 申請書の提出先：所属の石油組合

8. 申請から利子補給金交付までの流れ



- ① 受給申請書提出
- ② 交付決定通知書送付
- ③ 借入実行
- ④ 実行報告書提出
- ⑤ 返済

- ⑥ 実績報告書提出
- ⑦ 受取利息証明書送付
- ⑧ 受取利息証明書発行依頼
- ⑨ 受取利息証明書発行
- ⑩ 受取利息証明書提出

- ⑪ 利子補給金案内及び支払請求書送付
- ⑫ 支払請求書提出
- ⑬ 利子補給金交付

9. 借入実行報告書の添付書類

- ・ 金銭消費貸借契約証書写し
- ・ 返済計画一覧表写し

10. 実績報告書の添付書類

①事業多角化利子補給事業・事業転換利子補給事業

- ・ 施設の建設、設備の設置に係る費用の支払が確認できる振込依頼書写し等

②環境保全対策事業促進利子補給事業

- ・ 当該工事に係る補助金の「額の確定通知書」写し
- ・ 当該工事に係る費用の支払が確認できる振込依頼書写し等
- ・ 「地域エネルギー供給拠点整備事業」の地下埋設物等入換工事を利用の場合は、当該工事の「完成検査済証」写し

③災害対応型中核給油所等特別利子補給事業

- ・ 当該工事に係る補助金の「額の確定通知書」写し
- ・ 当該工事に係る費用の支払が確認できる振込依頼書写し等